

5年生の男女共同参画に対する意識—静岡県民の意識調査を参照して—

村上真理*

5th Grade Students' Consciousness of Gender Equality Issue Referring to Consciousness Survey on the Residents of Shizuoka

MURAKAMI Mari*

Key Words: Gender Equality, Stereotyped Perception for Gender roles

1. はじめに

世界経済フォーラム (WEF) が発表した男女格差の現状を各国の統計をもとに評価する「Global Gender Gap Report」(グローバル・ジェンダーギャップ・レポート、世界男女格差報告書) では 2025 年の日本のジェンダーギャップ指数は 148 カ国中 118 位で、前年 (146 カ国中 118 位) と同順位である。

日本のジェンダーギャップ指数が低い主な理由は、政治分野と経済分野における男女格差の大きさである。特に、政治分野では国会議員や閣僚に占める女性の割合が非常に低く、意思決定の場への女性の参画が進んでいない。経済分野でも、女性管理職の割合が低く、男女間の賃金格差も依然として大きい状況である。また、家事や育児の負担が女性に偏る傾向も未だに大きく、これは女性のキャリア継続を困難にしている一因だ。

ジェンダーギャップ指数の改善は、一朝一夕にできるものではないが、社会全体で意識改革と具体的な取り組みを継続することで、より男女平等な社会を実現できるはずで、男女平等に対する社会全体の意識を高めることが重要である。

また男女平等の社会を確立するためには女性特有の健康課題に対する理解の深まりと女性の健康推進が強く望まれる。女性の健康課題が労働損失や生産性等へ影響するという研究結果も注目されてきていることから健康に関する情報提供や、適切な医療サービスへ確実に繋げる必要があろう。

静岡県では男女平等の社会の実現に「誰もが個性を活かし能力を発揮できる社会」を目指して平成 13 年に「静岡県男女共同参画推進条例」が制定されている。そして実現に向けた基本計画はこれまで「第 3 次静岡県男女共同参画基本計画」(計画期間: 2021 年度から 2025 年度) が策定されている。

ここでの基本の目標は「ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現」とし、目標に向けて 4 つの柱—1.男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と教育の推進、2.安全・安心に暮らせる社会の実現、3.職場・家庭・地域における固定的な性別役割分担からの脱却、4.政策・方針決定過程の場やあらゆる職域への女性の参画拡大—を掲げ、基本計画に沿って計画的な施策が実施されている。

また、この基本計画に基づく施策の検証・評価及び今後の施策推進の基礎的な資料として静岡県民の男女共同参画に関する意識調査が平成 13 年度より令和 3 年度まで 11 回実施され、令和 3 年度に引き続き令和 6 年度は県内在住の満 18 歳以上の県民 2,000 人を対象に実施されて「令和 6 年度静岡県男女共同参画白書」[1] に取りまとめられている。

本稿はこの意識調査に見られる男女平等の社会の在り方に、静岡県在住のまもなく社会人となる年齢層の関心度を把握したい、同時にこの年齢層に意識を向けさせたいとの思いから、高専 5 年生 43 名 (男子学生 30 名、女子学生 13 名) に上記の事柄について各々の生活環境下で抱く意識の調査を行い、県民の意識に照らし合わせながら調査を通して関心の度合いを把握するものである。

2. 質問の概要

先に挙げた柱の 1 と 2 における調査項目から特にこの年代に何らかの感覚を感じているであろう、あるいは意識を向けたい項目を拾い上げている。

そこでは、女性差別撤廃条約実施状況の第 9 回報告に対する、2024 年 10 月 17 日の国連女性差別撤廃委員会の審査 [2] で指摘があったジェンダーに関する固定観念、具体的には「家父長的な固定観念」の賛否をも問うている。

それはこの観念は依然として根強く残り、とりわけ撤廃の必要性や対処を求められていることから、学生にはこの観念に気づきがあるのかどうか、県民の意識調査と問い方は異なる

*教養科 Division of Liberal Arts

るが、これに対する意識を知りたいとするためである。

次からそれぞれの質問とそれに対する学生の意識と県民意識調査の結果を示していく。

2.1 固定的性別役割分担意識

ここでは「男は仕事、女は家事・育児」すなわち「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識を、賛否ではなく生活環境下に存在すると感じているかを聞いている。結果は「思う」が5名(11.6%)、「やや思う」が21名(48.9%)、「思わない」17名(39.5%)であった。

県民の意識調査ではこの固定的な役割分担意識に反対あるいはどちらかといえば反対である人の割合が示されているが、そちらは男女別でみると男性60.7%、女性は79.0%、全体で69.8%である。

2.2 「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感

ここではこの平等感に対して当てはまる意識を6つの選択肢から選ぶものとなっており、結果は以下の通りである。

「男性が非常に優遇」が1名(2.3%)、「どちらかといえば男性が優遇」が14名(32.6%)、「平等」が6名(14%)、「どちらかといえば女性が優遇」が10名(23.2%)、「女性が非常に優遇」が1名(2.3%)、「わからない」が11名(25.6%)。

県民の意識は「男性が非常に優遇」が25.3%、(男性18.2%、女性32.6%)、「どちらかといえば男性が優遇」が48.2% (男性52.8%、女性43.6%)、「平等」が11.2%、(男性13.6%、女性8.6%)、「どちらかといえば女性が優遇」が3.3%、(男性4.3%、女性2.2%)、「女性が非常に優遇」が1.0%、(男性1.6%、女性0.3%)、「分からない」が10.2%、(男性8.9%、女性11.6%)となっている。

2.3 能力を発揮できる機会の平等性

ここでは、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる機会が社会人に確保されていると感じるか、家族や知人の様子から判断して回答するものとなっている。

結果は「思う」が16名(37.2%)、「どちらかといえばそう思う」が23名(53.5%)、「思わない」が4名(9.3%)であった。

県民の意識は「思う」が5.2% (男性7.0%、3.3%)、「どちらかといえばそう思う」が28.0% (男性29.5%、女性26.5%)、「どちらかといえばそう思わない」が26.9% (男性24.1%、女性29.8%)「思わない」が13.1% (男性13.0%、女性が13.0%)である。

2.4 「家庭生活」における男女の平等感

ここでは保護者や周囲の人々の「家庭生活」における男女の平等感に、当てはまるものを5つの選択肢から選ぶものとなっており、結果は次のとおりである。*

「男性が非常に優遇」が2名(4.7%)、「どちらかといえば男性が優遇」が5名(11.6%)、「平等」が28名(65.1%)、「女性が非常に優遇」が2名(4.7%)、「どちらかといえば女性が優遇」が6名(13.9%)。

県民の意識は「男性が非常に優遇」が9.6%(男性3.5%、女性15.7%)、「どちらかといえば男性が優遇」が41.7% (男性42.8%、女性40.6%)、「平等」が28.0% (男性29.8%、女性26.0%)、「女性が非常に優遇」が2.6% (男性4.1%、女性1.1%)、「どちらかといえば女性が優遇」が9.0% (男性11.9%、女性6.1%)である。

2.5 管理的職業従業者の女性の割合

「令和6年度静岡県男女共同参画白書」に静岡県の管理的職業従業者に占める女性の割合が2017年の全国順位が9位であったことが報告されている。ここでは、これを提示したうえで、それ以降2022年までの変化を体感からの想定できる状況を選ぶものとなっている。

結果は「上昇した」が8名(18.6%)、「後退した」が3名(7.0%)、「変わらない」が32名(74.4%)であった。実際は2022年の静岡県の割合は、白書によれば2017年の前回調査より大きく後退して27位である。

2.6 女性の人権の概念の認知度合

ここでは「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) (SRHR)†」という用語を知っているかを聞いている。この用語は女性のライフサイクルを通して、性と生殖に関する健康・生命の安全を権利としてとらえるもので、今日女性の人権の重要な概念の一つとして認識されている。

質問項目に取り入れた理由は、この理解が主体的な人生の選択において不可欠であり、さらにはジェンダーに基づく暴

†「リプロダクティブ・ヘルス」とは、性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられる状態を指す。

「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」の課題は「いつ何人子供を産むか生まないかを選ぶ自由」、「安全で満足のいく性生活」、「安全な妊娠・出産」、「子供が健康に生まれ育つこと」のほか、「妊娠・中絶」、「性暴力」等といったことも含まれ、女性だけでなく男性の理解が必要であるとともに幼少期・思春期からの教育が必要とされている[3]。

力の根絶にも重要であって、全世代に向けて取り組まれるものであると考えられていることを意識させたいからである。

結果は「知っている」が1名(2%)、「聞いたことはある」が1名(2%)、「知らない」が41名(96%)であった。

県民の意識は「知っている」が3.3%(男性が3.0%、女性が3.6%)、「聞いたことはある」が7.7%(男性が9.5%、女性が5.8%)、「知らない」が84.3%(男性が81.8%、女性が86.7%)である。

2.7 就職後の男性の育児休業

ここでは男子学生を対象に就職後の育児休業について当てはまる意見を聞いている。結果は次のとおりである。

「積極的に取りたい」が18名(60%)、「どちらかといえば取りたい」が8名(26.7%)、「どちらかといえば取りたくない」が3名(10%)、「取りたくない」が1名(3.3%)。

また記述があった回答を以下に記す。

「積極的に取りたい」理由

- ・育児をしたい
- ・ひとりで子育てを行うのは負担が大きすぎる、男女両方で分担すべきだと思うから
- ・女性一人の育児に限界があるから。介護は正直イメージできない
- ・パートナーなど自分以外の人に迷惑をかけたくないから
- ・休業補償があれば休みたい
- ・大事だと思ったから
- ・男性、女性関係なくやるべきことだから
- ・育児をしたいし、子供とも過ごしたい、家族全員で(過ごしたい)
- ・妻に不公平感を与えたくないから
- ・休みたいから
- ・家族の時間を大切にしたいから
- ・こどもとの時間を作るため
- ・男性と女性でともに育児を行う形が理想であると考え。 「家族」というものは何事も共同で取り組まなければならないと思う。この作業は男性がやる、この作業は女性がやると考えてはいけないと思うから。仕事をすることも大変だが育児をすることはもっと大変だと思う。なるべく取れるだけの休業を取り、男女ともに専念したいし女性も子供もそれが嬉しいはず

「どちらかといえば取りたい」理由

- ・必要であればとるべきだから

「どちらかといえば取りたくない」理由

- ・育児よりも仕事がしたいから

県民の意識は「積極的に取った方が良い」56.7%。「どちらかといえば取った方が良い」30.7%、「どちらかといえ

ば取らない方が良い」2.9%「取らない方が良い」1.1%である。

2.8 ジェンダーに関する固定観念

ここでは静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査の項目から離れて、2024年10月に日本政府が受けた国連女性差別撤廃委員会による審査について聞いている。審査では「日本に根深く残る家父長的な固定観念」が指摘されていた。質問はこのことに対する意見を問うものであり、3つの選択肢から選ぶものとしている。結果は次のとおりである。

「指摘を重要と受けとめて対応すべきだと思う」が16名(37%)、「存在を認めつつも現状維持でも問題はない」が13名(30%)、「気に留める必要はない」が14名(33%)。

3. 考察

ここからは学生の回答から想像された状況を、適宜県民全体の意識と照らして現状や今後について述べていく。

はじめに固定的性別役割分担意識が生活環境の中に存在していると思うかであるが、「思う」と「やや思う」を合わせると約60%の学生があると思っているようである。自分自身が今置かれている家庭環境から回答していると想像すれば、いまだにそういった意識は県民全体が感じるように、広い世代に根強いと言えそうである。

つぎに「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感についてであるが、結果を見ると女性が優遇されていると感じる学生が意外に存在しているのではないかと推測される。「社会通念・慣習・しきたり」に各々が何を重視して回答するかによって数値は変動することも考えられ、実際「わからない」との回答も少なくなかったが、結果から想像できることは自治会などの催しでの作業が「男性がすべき仕事」とみなされて、女性よりも男性に多くが割り振られていること、さらには女性には昔からある意識である「女性らしさ」を求められる、分担業務としては見えにくい作業を割り振られて、それが分担作業の負担の不平等に映っているのかもしれないといったことである。

しかし別の見方として、日常のさまざまな場面で女性の参加を促し、これまでの男性中心の取り組み方を変革しようとする流れと女性の待遇を改善している状況を強く感じ取っている男性側の意識の表出であるとも受け止められよう。

能力を発揮できる機会の平等性については、まず両親や親族らが比較的若く、また労働に支障のない健康状態にあることを想定しているが、一番身近な社会人である親や親せきや接触機会のある卒業生の世代にはおおむね能力を発揮できる環境が平等になってきているのではないかとと思われる。

この平等は不均衡になれば家庭生活における男女の役割や

家事分担にも影響が出るとされる。今では共働きが一般的になってきていることから、双方の労働環境に男女の不平等を起因とする負担の偏りがなく、意欲を持って仕事に励むことができることが、男女にもあるいは男親にも女親にも心身に余裕が生まれ、家庭生活をも対等な関係で協調して営む状態に繋がるのではないだろうか。

実際「家庭生活」における男女の平等感に関しては「平等」が60%以上となっている。県民全体の「平等」との回答が28%という数値とかなりの差があるが、このアンケートの対象年齢である大学生2,3年くらいの子供を養育している年齢層では対等であることが自然の状況となつてきていると推測できる。そうであればこの環境で育つた子供達にも家庭内の役割の平等性が浸透して、今後さらに男女が平等な社会となるのではないかと期待をすることができる。

さらには育児休業を取得しようとする意識にも家庭環境の影響は小さくないと思われる。なお、回答の結果は喜ばしい傾向にあって、社会の意識改革の働きが浸透してきていると感じる。とりわけ男子学生の育児休業に積極的である姿勢が見て取れたが、今後は育児を担う前提として「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」が周知され、「いつ何人子供を産むか生まないかを選ぶ自由」、「安全で満足のいく性生活」、「安全な妊娠・出産」、「子供が健康に生まれ育つこと」といったことを含めて「家庭を持つということはどういうことか」を男女が共に考えていくことが求められよう。

つぎに国連女性差別撤廃委員会の審査結果にみるジェンダーに関する固定観念に対する受け止めである。先の質問に対する回答から生活環境下に固定的性別役割分担意識が存在していることが分かったが、審査結果への対応の必要性には緩やかな見解であるようだ。すなわちこの年代はそれほど固定的観念に強くとらわれた環境下にあると感じてはなく、しかし社会全体では根強い状況にあるならば対応するのが望ましい程度の受け止めといえる。この立場は、能力を発揮できる機会の平等性や「家庭生活」における男女の平等感に対する回答から想定することができる。

さいごに、回答を振り返って静岡県においては男女平等参画の取り組みは働く世代に対して徐々に効果をあげているといえそうである。またこの流れが今から社会に出ていこうとする世代に浸透していくことが期待される。そしてさらに状況が進展していくために、学校教育において男女共同参画社会の実現は身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられる社会を創造することであることとして考える講座や情報提供の機会を設けることが望まれる。

[参考文献]

- [1] 静岡県くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課:令和6年度静岡県男女共同参画白書(令和5年度男女共同参画施策の実施状況報告書),2025,2-36頁
- [2] 内閣府男女共同参画局:第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解,2024,7頁
- [3] 静岡県くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ啓発パンフレット,2024